
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 37 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 37 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 9 月 20 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 9 号「金融商品」（2014 年）及び重要な会計基準以外の会計基準等のエンドースメント手続（修正国際基準公開草案第 5 号）

（コメント募集の文案について）

2. コメント募集の文案（減損に係る「削除又は修正」の要否の検討）について、エンドースメントの 3 つの判断基準のうち「周辺制度との関連」についての検討の記載がないため、追加の記載をするか、記載しないことを冒頭で触れるほうがよいと考える。

→委員のコメントを踏まえ、文案を検討する。

3. コメント募集の文案における「実務上の困難さ」の記述について、論点の概要と我が国の金融機関の実務を踏まえた検討を行っている第 20 項、第 21 項の各項では、それぞれ金融機関の対応状況の記載にとどめたうえで、第 22 項において海外、欧州では深刻な懸念が聞かれていない旨と合わせて全体の結論を記載してはどうか。

→委員のコメントを踏まえ、文案を検討する。

（「修正国際基準の適用（案）」第 7 項の修正提案について）

4. 「修正国際基準の適用（案）」第 7 項ただし書き削除の事務局提案に関連して、今後、同様のケースが起き得るのか、また、その場合に何をトリガーにして対応するのかについて教えてほしい。

→第 7 項ただし書きを記載していたのは、IFRS 第 9 号に早期適用可能な複数の版がありそれを一部に制限するためであったが、IASB の基準開発状況を踏まえると、今後、早期適用可能な複数の版が生じるケースは想定しにくいと考える。

IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」等のエンドースメント手続（修正国際基準公開草案第 4 号）

審議事項(2)-4

5. コメント対応（案）論点4）のエンドースメント手続の適時性に関する記載について、エンドースメント作業が進み適時性は向上していると認識しているので、コメントへの対応でその点に触れてはどうか。

→委員のコメントを踏まえ、検討する。

以 上